

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表  
 ○千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成九年千葉県規則第八十一号）

新

旧

<p>（土砂等管理台帳）        第八条の二（略）        2～6（略）</p>	<p>（土砂等管理台帳）        第八条の二（略）        2～6（略）</p>
<p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（関係書類等の保存）</p> <p>第十六条の二 条例第二十六条第二項の規則で定める電磁的記録は、条例第十條の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p>	<p>7 条例第二十六条第四項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。</p> <p>（新設）</p>

2 条例第二十六条第一項に規定する書類及び図面の写し並びに条例第十六条に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

3 条例第十条の許可を受けた者が、前項各号の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第十六条の三 （略）

（削る。）

別表第一（第二条）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき 〇・〇〇三ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二一三の十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法

第二十条 第八条の二第三項及び第四項の規定は、条例第二十六条第二項に規定する書類及び図面の写しの保存について準用する。この場合において、第八条の二第三項中「土砂等管理台帳」とあるのは「書類及び図面の写し」と読み替えるものとする。

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第十六条の二 （略）  
（関係書類等の保存）

別表第一（第二条）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき 〇・〇〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一（以下「規格」という。）五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法

全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K〇一〇二―二の九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六若しくは九・七の分析を行う方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格K〇一〇二―四の七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K〇一〇二―四の七・二・一、七・二・二、二及び七・二・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格K〇一〇二―三の十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	規格K〇一〇二―三の二十四・三(二十四・三・七を除く。)に定める方法
砒素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料一キログラムにつき十五ミリグラム	検液中濃度に係るものにあつては規格K〇一〇二―三の二十・二、二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和五十年総理府令第三

全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法(規格三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。)又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法)
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	規格六十五・二(規格六十五・二・七を除く。)に定める方法
砒素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料一キログラムにつき十五ミリグラム	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和五十年総理府令第三十一号)第一条第三項及び第二条に規定する方法

		未満	十一号)第一条第三項及び第二 条に規定する方法
(略)	アルキル水 銀	検液中に検出されない こと。	昭和四十六年環境庁告示第五十 九号付表三及び昭和四十九年環 境庁告示第六十四号付表一に掲 げる方法
(略)	ジクロロメ タン	検液一リットルにつき ○・○二ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二 又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき ○・○二ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・ 二、五・三・一、五・四・一又は 五・五に定める方法	
(略)			
一・二―ジ クロロエタ ン	検液一リットルにつき ○・○四ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・ 二、五・三・一又は五・三・二に 定める方法	
一・一―ジ クロロエチ レン	検液一リットルにつき ○・一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二 又は五・三・二に定める方法	
一・二―ジ クロロエチ レン	検液一リットルにつき ○・○四ミリグラム以下	シス体にあつては規格K〇一二 五の五・一、五・二又は五・三・ 二に定める方法、トランス体に あつては規格K〇一二五の五・ 一、五・二又は五・三・一に定め る方法	
一・一― トリクロロ	検液一リットルにつき 一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・ 二、五・三・一、五・四・一又は	

		未満	
(略)	アルキル水 銀	検液中に検出されない こと。	昭和四十六年環境庁告示第五十 九号付表三及び昭和四十九年環 境庁告示第六十四号付表三に掲 げる方法
(略)	ジクロロメ タン	検液一リットルにつき ○・○二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・ 一、五・二又は五・三・二に定め る方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき ○・○二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・ 一、五・二、五・三・一、五・四・ 一又は五・五に定める方法	
(略)			
一・二―ジ クロロエタ ン	検液一リットルにつき ○・○四ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・ 一、五・二、五・三・一又は五・ 三・二に定める方法	
一・一―ジ クロロエチ レン	検液一リットルにつき ○・一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・ 一、五・二又は五・三・二に定め る方法	
一・二―ジ クロロエチ レン	検液一リットルにつき ○・○四ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K〇一二五の五・一、五・二又は 五・三・二に定める方法、トラン ス体にあつては日本産業規格K 〇一二五の五・一、五・二又は 五・三・一に定める方法	
一・一― トリクロロ	検液一リットルにつき 一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・ 一、五・二、五・三・一、五・四・	

エタン		五・五に定める方法
一・一・二	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一、五・
トリクロロ	〇・〇〇六ミリグラム以下	二、五・三・一、五・四・一又は
エタン	下	五・五に定める方法
トリクロロ	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一、五・
エチレン	〇・〇一ミリグラム以下	二、五・三・一、五・四・一又は
		五・五に定める方法
テトラクロ	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一、五・
ロエチレン	〇・〇一ミリグラム以下	二、五・三・一、五・四・一又は
		五・五に定める方法
一・三―ジ	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一、五・二
クロロプロ	〇・〇〇二ミリグラム以下	又は五・三・一に定める方法
ペン	下	
(略)		
ベンゼン	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一、五・二
	〇・〇一ミリグラム以下	又は五・三・二に定める方法
セレン	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一、五・二
	〇・〇一ミリグラム以下	二、二六・三又は二六・四に
		定める方法
ふつ素	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一及
	〇・八ミリグラム以下	び五・三、五・二及び五・四、五・
		二及び五・五又は五・二及び五・
		六に定める方法
ほう素	検液一リットルにつき	規格K〇一二五の五・一、
	一ミリグラム以下	五・五又は五・六に定める方法
一・四―ジ	検液一リットルにつき	昭和四十六年環境庁告示第五十

エタン		一又は五・五に定める方法
一・一・二	検液一リットルにつき	日本産業規格K〇一二五の五・
トリクロロ	〇・〇〇六ミリグラム以下	一、五・二、五・三・一、五・四・
エタン	下	一又は五・五に定める方法
トリクロロ	検液一リットルにつき	日本産業規格K〇一二五の五・
エチレン	〇・〇一ミリグラム以下	一、五・二、五・三・一、五・四・
		一又は五・五に定める方法
テトラクロ	検液一リットルにつき	日本産業規格K〇一二五の五・
ロエチレン	〇・〇一ミリグラム以下	一、五・二、五・三・一、五・四・
		一又は五・五に定める方法
一・三―ジ	検液一リットルにつき	日本産業規格K〇一二五の五・
クロロプロ	〇・〇〇二ミリグラム以下	一、五・二又は五・三・一に定め
ペン	下	る方法
(略)		
ベンゼン	検液一リットルにつき	日本産業規格K〇一二五の五・
	〇・〇一ミリグラム以下	一、五・二又は五・三・二に定め
セレン	検液一リットルにつき	規格六十七・二、六十七・三又は
	〇・〇一ミリグラム以下	六十七・四に定める方法
ふつ素	検液一リットルにつき	規格三十四・一（規格三十四の
	〇・八ミリグラム以下	備考一を除く。）若しくは三十
		四・四に定める方法又は規格三
		十四・一・一c)に定める方法及
		び昭和四十六年環境庁告示第五
		十九号付表七に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき	規格四十七・一、四十七・三又は
	一ミリグラム以下	四十七・四に定める方法
一・四―ジ	検液一リットルにつき	昭和四十六年環境庁告示第五十

オキサソ 〇・〇五ミリグラム以下九号付表七に掲げる方法

備考

一〜三 (略)

四 全シアン項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ 規格K〇一〇二二の九・六に定める方法により分析を行う場合にあっては、蒸留操作は装置にて行わないものとする。

ロ 昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法により測定する場合には、蒸留操作は装置にて行うものとする。

五 有機燐(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。)の項目について、規格K〇一〇二二四の七・二・一及び七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二に定める操作とするものとする。

六 六価クロムの項目について、規格K〇一〇二二三の二四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K〇一七〇一七の七に定める操作を行うものとする。

七 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

八 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ 規格K〇一〇二二の五・二及び五・四に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラ

オキサソ 〇・〇五ミリグラム以下九号付表八に掲げる方法

備考

一〜三 (略)

四 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(新設)

五 六価クロムの項目について、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K〇一七〇一七の七に定める操作を行うものとする。

六 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

七 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ 規格三十四・四に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する

インを追加するものとする。

ロ 規格K〇一〇二―二の五・二及び五・五に定める方法による測定は、蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によつて液性を判別することとし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、五・二に定める操作を省略することが出来るものとする。

ものとする。

ロ 規格三十四・一・一(c)に定める方法にあつては、注(2)第三文及び規格三十四の備考一を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することが出来るものとする。